

平成28年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成28年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成28年7月15日(金)

場 所 埼佛会館 多目的ホール

出席者(11名) (敬称略)

齊藤 正明	木下 高志	中川 進
島村 新	石井 幸男	栗原 充常
伊東 政信	加藤 孝夫	金井 千尋
甲原 裕子	柴田 潤一郎	

欠席者(2名) (敬称略)

鈴木 弘	尾崎 啓子
------	-------

事務局

飯島 総務部長
三須 学事課長
関 学事課副課長
藤原 高等学校担当主幹
植竹 幼稚園担当主幹
鈴木 専修各種学校担当主幹
西野 高等学校担当主査
茂木 幼稚園担当主査
伊東 専修各種学校担当主査
八田 高等学校担当主任
山口 高等学校担当主任
並木 幼稚園担当主任
小林 専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 諮問書の手交

諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。

3 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、伊東 政信委員、柴田 潤一郎委員を指名した。

4 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成28年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成28年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成28年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

5 報告事項

（1）報告事項

報 告 事 項
高等学校（全日制）父母負担軽減事業補助について

（2）報告内容

別添「審議記録書」のとおり

6 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時50分閉会を宣言した。

平成28年7月15日

議 長 加藤 孝夫

議事録署名人

委 員 柴田 潤一郎

委 員 伊東 政信

(別紙1)
学事第509号
平成28年7月15日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 上田 清司

平成28年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について（諮問）

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成28年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について
- 2 平成28年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について
- 3 平成28年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 間もなく開会とさせていただきますが、この時間を利用しまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。机の上に置かせていただきました資料一覧の順になっております。インデックスを貼っておりますが、次第、委員名簿、配席図、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料3-2、資料4、資料4-2、資料5、資料5-2までが資料となっております。その次に報告事項、そして参考資料1から3まで、参考までに条例、要綱を付けております。

大変お待たせいたしました。本日は、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課長の三須と申します。よろしく申し上げます。

1 委嘱状の交付

○司会 今回は、第1回目の審議会となりますので、開会に先立ちまして、この度委嘱をお受けになられました委員の皆様、飯島寛総務部長から委嘱状をお渡しいたします。委員の皆様のお席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのままお席でお待ちください。

[対象委員に対して委嘱状交付]

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 ありがとうございます。続きまして、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが齊藤委員から時計回りをお願いいたします。

○齊藤委員 こんにちは。県議会の方から選出されました齊藤正明と申します。入間市出身でございます。県議会の委員では文教委員会です。よろしく申し上げます。

○木下委員 同じく、県議会議員の木下高志と申します。文教委員会で坂戸市の選出でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○加藤委員 加藤孝夫と申します。以前総務部長を務めさせていただきました。その縁で委嘱させていただいたものと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○金井委員 埼玉会所属の公認会計士、金井千尋と申します。日頃より、私立の幼稚園、中学、高校、大学の会計監査に携わっております。皆様どうぞよろしく申し上げます。

○甲原委員 埼玉弁護士会所属の弁護士の甲原裕子と申します。よろしく申し上げます。

○柴田委員 全国健康保険協会埼玉支部の柴田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○伊東委員 専修学校・各種学校の方から参りました伊東と申します。学校は、行田市にありますテクノホルティ専門学校です。どうぞよろしく申し上げます。

○栗原委員 全埼玉私立幼稚園連合会の方から参りました、春日部市にあります牛島幼稚園の栗原と申します。よろしく申し上げます。

○石井委員 同じく全埼玉私幼連合会の代表で参加させていただきます。三郷市で新和幼稚

園をやっております。よろしくお願いいたします。

- 島村委員 浦和明の星女子中学・高等学校の島村でございます。よろしくお願いいたします。
- 中川委員 入間市でございます東野高等学校の理事長、校長をしております中川進と申します。島村委員と私は中高協会の副会長を兼任しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 ありがとうございます。なお、鈴木弘委員、尾崎啓子委員は、所要により欠席でございます。

- 司会 続きまして、事務局職員を紹介いたします。総務部長の飯島寛でございます。
 - 飯島総務部長 飯島です。どうぞよろしくお願いいたします。
 - 司会 学事課副課長の関直樹でございます。
 - 関副課長 関でございます。よろしくお願いいたします。
 - 司会 高等学校担当主幹の藤原海人でございます。
 - 藤原高等学校担当主幹 よろしく申し上げます。
 - 司会 幼稚園担当主幹の植竹眞生でございます。
 - 植竹幼稚園担当主幹 よろしく申し上げます。
 - 司会 専修各種学校担当主幹の鈴木健一でございます。
 - 鈴木専修各種学校担当主幹 よろしく申し上げます。
 - 司会 高等学校担当主査の西野常博でございます。
 - 西野高等学校担当主査 よろしく申し上げます。
 - 司会 幼稚園担当主査茂木健司でございます。
 - 茂木幼稚園担当主査 よろしく申し上げます。
 - 司会 専修各種学校担当主査の伊東祐一でございます。
 - 伊東専修各種学校担当主査 よろしく申し上げます。
- 改めまして、私は、学事課長の三須康男でございます。よろしくお願いいたします。

3 総務部長挨拶

- 司会 それでは、開会に先立ちまして、飯島総務部長から御挨拶を申し上げます。
- 飯島総務部長 改めましてこんにちは。総務部長の飯島でございます。委員の皆様におかれましては、日頃から本県の私学行政はもとより、県政全般にわたり多大な御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、本日雨の中、御多忙のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。私立学校につきましては、公立学校とともに公教育の一翼を担う、本県の教育において重要な役割を果たしていただいております。このため、県では、私立学校に対しまして、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減、学校経営の安定を図ることを目的といたしまして私立学校運営費補助金を交付させていただいているところでございます。この審議会につ

きましては、この運営費補助金の更なる適正化や効率化を図るため、配分の基本方針につきまして御審議いただくものでございます。皆様の貴重な御意見を参考に、運営費補助金がより大きな効果を発揮できるように、配分に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえていただきまして、様々な見地から、大所高所から御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 開会

- 司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今から平成28年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

5 会長の選出

- 司会 最初に、現在、空席となっております会長及び会長代理の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出につきましては、条例第5条第1項により委員の互選により定めることとなっております。現在、会長及び会長代理が空席でございますので、事務局の方で進行をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

- 司会 会長互選の方法につきましては、埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱第4条により、単記無記名投票又は指名推薦とすると規定されております。会長の互選に関しまして、委員の皆様から御発言がございましたら、お願いいたします。

- 齊藤委員 指名推薦でお願いします。

- 中川委員 加藤委員でございますが、昨年度までこの審議会の会長を務められており、私学行政にも非常に詳しく、また議事の進行も手際良く行っていただきました。そこで、加藤委員を会長に推薦いたします。

- 司会 ただ今の齊藤委員、中川委員から指名推薦ということで加藤委員を推薦したいとの御発言がありましたが、他の委員の方から、いかがでしょうか。

(異議なし)

- 司会 それでは、指名推薦で取り扱わせていただき、加藤孝夫委員を会長とすることで、御異議ございませんか。

(異議なし)

- 司会 御異議がございませんでしたので、加藤孝夫委員を会長とすることと決定させていただきます。加藤委員は、会長席に移動願います。

6 会長挨拶

- 司会 ここで、加藤会長から、御挨拶をいただきたいと存じますので、お願いします。

○加藤会長 改めまして、加藤孝夫と申します。どうぞよろしく申し上げます。ただ皆様方から御推薦いただきまして会長という職につかせていただきありがとうございます。審議会長として大きな職責を担うこととなりますので、身の引き締まる思いでございます。先程総務部長からもお話がありましたが、この審議会は、知事の諮問に応じまして、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただく場でございます。それぞれのお立場から貴重な御意見をいただき、実りある議論を尽くしていただきますように、議事の公正・中立な運営を心がけていきたいと存じます。どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

7 会長代理の選出

- 司会 ありがとうございます。次に、条例第 5 条第 3 項に定めるところにより、会長代理の指名を会長からお願いいたします。
- 加藤会長 会長代理は、学校関係者の中で最年長でございまして、経験の御豊富な中川進委員にお願いしたいと思います。
- 司会 中川委員いかがでしょうか。
- 中川委員 結構でございます。
- 司会 ありがとうございます。
- 加藤会長 どうぞよろしく申し上げます。
- 司会 中川委員の了承を得られましたので、中川委員が会長代理に決定いたしました。

8 諮問書の手交

- 司会 飯島総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。
(会長に「諮問書」を手交)
- 司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。なお、ここで委員の皆様には大変恐縮でございますが、飯島総務部長は公務が重なっておりますので、退席させていただきます。

9 議事録署名委員の指名

- 加藤会長 それでは、条例第 6 条第 1 項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。議事に入ります前に、条例第 8 条第 2 項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。伊東政信委員、柴田潤一郎委員、よろしく申し上げます。続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆様御意見を伺いたいと思います。条例第 7 条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開することよろしいでしょうか。
(異議なし)

○加藤会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局 本日は特にございませぬ。

○加藤会長 分かりました。

10 諮問事項 (3件)

(1) 平成28年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)運営費補助金配分の基本方針について

(2) 平成28年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について

(3) 平成28年度私立学校(専修学校・各種学校)運営費補助金配分の基本方針について

○加藤会長 それでは、これから審議に入りたいと思います。今回は、先程いただきました諮問事項3件でございますが、これらを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、これから各担当から順次説明いたします。まず、お手元の「資料1 私立学校運営費補助金配分の基本方針について」を御覧ください。本日は第1回目でございますので、基本的な考え方について最初に確認をさせていただきたいと存じます。着座にて失礼いたします。

「1 私立学校運営費補助金交付の目的」でございます。「(1) 私立学校の教育条件の維持、向上」、「(2) 在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減」、及び「(3) 私立学校の経営の健全性の向上」の3つを目的としております。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」でございます。運営費補助金につきましては、毎年度、予算編成において県議会の御議決をいただき総額を決定しております。それを学校ごとに配分していくこととなりますが、ここでいう基本方針は、資料に記載してございますとおり、その配分方法の見直しの考え方について明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針を定めるものであります。そして、基本方針につきましては、知事の諮問に応じ、この私立学校助成審議会の場において御審議いただくこととなっております。

次に、「3 期待される効果」でございます。(1) 審議会でのオープンな審議を経ることで補助金配分の透明性と公平性が更に向上いたします。また、(2) 配分の内容を早期にかつ分かりやすく学校へ提示することで、配分に沿った学校運営がしやすくなり、補助効果が高まることとなります。

次のページを御覧ください。「資料2-1 平成28年度私学助成について」でございます。これは、私ども学事課が行っております私立学校振興のための主な助成制度の枠組みを整理したものでございます。上の段の2つの補助制度は、一番上に記載してありますように、正に私学助成の2本柱として御活用いただいているものです。左側は、教育

条件の維持向上などのために、学校に支給する運営費補助でございます。先程申し上げましたとおり、審議会の場で御審議いただきますのは、この運営費補助をどのように各学校に配分していくのかの基本方針についてということでございます。右側は、授業料などの経済的負担の軽減のために、保護者の所得に応じて支給する父母負担軽減事業補助でございます。とりわけ、高校におきましては、今回大幅な拡充を行っておりますので、参考までに後程報告事項の中で説明をさせていただきます。なお、下の段にございますのは、喫緊の課題ともいえます耐震化の取組を支援するための事業補助でございます。

次のページをお開きください。「資料 2-2 平成 28 年度 私立学校運営費補助予算の概要」でございます。前のページで御覧いただきました運営費補助の予算額詳細を記載しているものでございます。主な項目について御説明いたします。運営費補助金の予算総額は、一番下の段の「総合計」にありますとおり、363 億 3,013 万 3 千円でございます。

次に、学種区分の上から 3 段目、高等学校（全日制課程）を御覧ください。補助総額は、「小計」の欄にございますとおり、148 億 3,725 万 2 千円で、生徒一人当たりの単価は、左隣の欄にありますとおり、28 万 9,550 円となっております。

2 つ下の段、5 段目になりますが、幼稚園（学校法人立）を御覧ください。補助総額は、181 億 8,909 万 1 千円で、園児一人当たりの単価は、18 万 939 円となっております。

最後に、下から 5 段目、専修学校（高等課程）を御覧ください。補助総額は 3,407 万 6 千円で、生徒一人当たりの単価は、7 万 7,620 円でございます。その次の段、専修・各種学校（専門課程等）を御覧ください。補助総額は 2 億 1,739 万 5 千円で、生徒一人当たりの単価は、2 万 3,730 円となっております。

今回は、これら予算の総額を具体的にどのように配分していくかという基本方針について御審議いただくものでございます。この後、各担当から詳細について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 高等学校担当の藤原と申します。私からは、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針を御説明いたします。お手元の資料 3 を御覧ください。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

本日は 1 回目の開催でございますので、まず、現行の基本方針について御説明いたします。その後、私立学校関係者の方々へのヒアリングなどを踏まえた検討の視点を御説明いたします。

まず、現行の基本方針でございます。「1 配分の基本的な考え方」でございますが、配分に当たりましては、基礎配分と政策誘導配分の二つの配分枠を設け、それぞれの枠の中に必要な要素を組み入れて、補助効果を最大にするよう努めております。上の四角、基礎配分とは、人件費や光熱費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するもので、正に学校運営の根幹を支える支出に対する補助でございます。下の政策

誘導配分とは、教育条件の向上など、県の進める私学行政への誘導を促進するものでございます。

次に、「2 基礎配分」の(1)高等学校を御覧ください。高校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づき一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。左の欄、配分項目としましては、決算書から①人件費や②教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じて補助額を算出いたします。

次に、(2)中学校と(3)小学校です。生徒一人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しており、大変分かりやすくなっております。

恐れ入りますが1枚おめくりください。「3 政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①生徒納付金水準補正です。授業料などの生徒納付金を低い額で運営する学校に加算し、高額な学校は減算し、保護者の教育費負担の軽減を図るものでございます。次に、②小規模校加算です。生徒数が720人以下の小規模校に加算することで学校運営の安定化を図ろうとするものでございます。次に、③学級規模補正です。高等学校設置基準において、原則1学級40人以下と定めがございますので、40人以下で運営する学校に加算し、誘導いたします。次に、④学校関係者評価実施加算です。保護者や地域住民などが、授業などの取組を評価し、学校運営の質の向上に取り組む学校に加算し、積極的な実施を促しております。次に、⑤本務教員充足加算です。本務教員とは週5日以上勤務する校長や教員のことです。本務教員一人当たりの生徒数が少ない学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。次に、⑥特色教育加算ですが、海外留学など特色ある教育を行う学校に加算し促進を図ります。

なお、欄外の※印でございますが、小学校は、⑥特色教育加算の1項目としております。これは、県内の小学校が5校と少ない点、また各校1クラスの児童数がおおよそ30人であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分としております。

※の2つ目、中学校は②の小規模校加算を適用しませんが、これは高校と比べまして、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

恐れ入りますが1枚おめくりください。資料3-2「配分の基本方針に係る検討の視点(高等学校)」でございます。基礎配分の本務職員人件費、週5日以上勤務する職員人件費については、〈現状〉のとおり、高校では、①前年度決算額、②県内高校の前年度平均給与額に本務職員数を乗じた額、この①と②を比較し、いずれか少ない額に補助率を乗じた額を配分しております。この②を算出する際、算式を御覧いただきますと、本務職員数に上限を設けております。それが上限数＝(学則定員－120)÷240＋2でございます。算式は国の旧高等学校設置基準を参考にしています。ダイヤ印を御覧ください。現行の上限数の考え方といたしましては、学則定員が120名以下の学校は、この算式で

は最低 2 人の本務職員が必要、そして生徒数 121 人以上の場合は、生徒 240 人増えるごとに職員が 1 人増えるという考え方をとっております。

下の〈課題〉を御覧ください。近年、生徒の学費軽減事務が煩雑化し、学校において負担が増加しています。具体的には、国の就学支援金制度の改正、これは制度創設当時、収入制限がございませんでしたが、平成 26 年度に年収 910 万円の所得制限が導入され、学校と県の審査事務が大幅に増加している状況でございます。また、県が就学支援金に上乗せして補助する父母負担軽減事業の充実、奨学のための給付金が平成 26 年度に創設されまして、これらの審査などにより学校の修学支援業務が増加している状況でございます。学校の業務負担を軽減するとともに、修学支援業務のより一層適正な実施が課題となっておりますので、補助対象となる本務職員の上限数を増やすことについて、御審議をお願いするものでございます。

私の説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、諮問事項の(2)「平成 28 年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について」、御説明申し上げます。大変恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

最初に、現行の基本方針でございますが、資料 4 「平成 27 年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針」を、御説明申し上げます。まず、1 の「配分の基本的な考え方」でございますが、幼稚園におきましても、基礎配分と政策誘導配分の二つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式をとっております。

具体的な配分項目でございますが、まず、2 の「基礎配分」では、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満 3 歳児数割の 5 項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する、いわゆる単価方式を採用しております。

まず、①の園児数割でございますが、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものです。なお、定員超過の場合は、超過人数分を減算することとしております。次に、②の園割でございますが、全ての園に一律に定額、450 万円を配分するものです。次に、③の常勤教員割でございますが、実学級数に、定員の規模に応じて 2 人又は 3 人を加えるなどして標準の教員数を算出し、これに補助単価を乗じて得た額を配分するものです。次に、④の常勤職員割でございますが、補助単価に、2 人を上限としまして常勤職員数を乗じて得た額を配分するものです。次に、⑤の満 3 歳児数割でございますが、補助単価に、1 月の始業日現在の満 3 歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

続きまして、3 の「政策誘導配分」について、御説明申し上げます。政策誘導配分は、全部で 9 項目ございまして、①から⑥までの 6 項目は加算により、また、⑦から⑨までの 3 項目は減算により、政策誘導を図るものです。

まず、①の 3 歳児保育促進加算でございますが、きめ細かな対応が求められる 3 歳児保育について、3 歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向

上を図るものです。次に、②のティーム保育促進加算でございますが、4歳児又は5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめ細かな保育の促進を図るものです。次に、③の園児納付金抑制加算でございますが、園児納付金が県平均額などの基準額未満の場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い傾斜加算するものでございます。また、併せて、納付金の抑制による教員の給与水準の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平均額などの基準額以上の場合は、加算単価を増額して配分しているものです。続きまして、2ページをお開きください。④の1種免許状保育促進加算でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものでございまして、幼児教育の多様な展開に対応できる人材の確保を促進しようとするものです。次に、⑤の小規模園加算でございますが、園児数が150人以下の小規模園に、一定額、200万円を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものです。次に、⑥の安全管理対策加算でございます。防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分することで、安全で良質な教育環境の整備を促進しようとするものです。続きまして、⑦からは減算調整の項目でございますが、⑦の定員超過調整は、園則で定める収容定員を超えて保育をしている幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するもので、定員の遵守を誘導し、適正な幼稚園運営の確保を図るものです。次に、⑧の高額給与調整でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するものです。次に、⑨の剰余金保有調整でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものです。以上が、平成27年度の私立幼稚園の配分の基本方針でございます。

続きまして、平成28年度の配分の基本方針に係る検討の視点について、御説明申し上げます。資料4-2を御覧いただきたいと存じます。常勤教員割及び常勤職員割について御説明申し上げます。まず、常勤教員割は、〈現状〉の点線の枠内にございますとおり、現在の配分基準では、実学級数に定員の規模に応じて2人又は3人を加えるなどして標準の教員数を算出し、これに補助単価130万円を乗じて得た額を配分しています。

しかし、定員と実員が乖離している幼稚園が多くなっていることから、実態にそぐわなくなっております。例えば、定員が300人で実員が200人の場合は、定員300人に応じて加算が3人となりますが、実際の教員の配置は実員に応じて配置することから実員200人に応じて加算を2人とした方が実態に合うこととなります。このため、定員を定員内実員に変更する対応が必要ではないかと考えています。

一方、資料下段にあります常勤職員割は、〈現状〉の点線の枠内にございますとおり、現在の配分基準では、補助単価80万円に2人を上限とする、常勤職員数を乗じて得た額を配分しています。

しかし、一律に 2 人までしか補助対象としておらず、規模に応じて補助対象人数が変わる常勤教員割と比較すると、均衡がとれていないことから、常勤教員割と同様に規模に応じた補助対象人数の算定が必要ではないかと考えています。具体的に申しますと、実員 240 人を境に、2 人または 3 人とするような対応が必要ではないかと考えております。

幼稚園の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

- 事務局 専修各種学校担当の鈴木でございます。続きまして、(3)平成 28 年度私立学校(専修学校・各種学校)運営費補助金配分の基本方針につきまして御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

お手元の資料 5 を御覧いただきたいと存じます。最初に、現行の基本方針について、御説明いたします。1 の配分の基本的な考え方でございますが、他の学種と同様でございます。

続きまして、2 の「基礎配分」を御覧ください。専修学校・各種学校では学校の規模に応じた配分方法を採用しています。具体的には、左側の配分項目の欄でございます、①生徒数割、②教職員数割について、①については生徒数、②については教職員数に、それぞれの補助単価を乗じまして、予算の範囲内で補助するものでございます。

続きまして、3 の「政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①専任教員充足加算でございます。配置基準を超えて専任教員を配置している学校に対して、加算配分をするものです。併せて、専任教員一人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより、専任教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指すものでございます。次に、②生徒納付金教育還元加算でございます。生徒からの授業料など納付金のうち、教育に必要な経費の占める割合により、加算をすることで、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導するものです。続きまして、③安全管理・施設整備加算ですが、義務教育相当学齢児が在籍する学校に補助することにより、学校における安全管理対策の徹底を図るものです。④学校評価公開加算ですが、開かれた学校運営がなされるよう学校の教育活動や運営状況に関する評価の結果がホームページで公表されるよう誘導するものです。続きまして、⑤教員資質向上加算ですが、教員の資質向上を図るため、学校が教員を外部研修等に派遣し、参加費を負担した場合に補助金を加算するものです。

続きまして、資料 5-2 を御覧ください。配分の基本方針に係る検討の視点について御説明申し上げます。「安全管理・施設整備加算について」でございます。〈現状〉にございますとおり、現在の政策誘導配分における「安全管理・施設整備加算」については、義務教育相当学齢児在籍学校のみが算定の対象となっており、それ以外の専修・各種学校は算定の対象となっておりません。

検討に係る〈課題〉でございますが、本年は 5 月 24 日にメールで「県内の学校に 49,465 個の爆弾を仕掛けた」といった爆破予告があるなど、昨今の学校を取り巻く安全環境は

厳しさを増しております。そこで、在籍生徒の年齢を問わず、安全管理・施設整備に取り組む専修学校・各種学校を支援するため、配分項目の見直しができないかということにつきまして御審議をお願いするものです。

専修学校・各種学校の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 加藤会長 ありがとうございます。ただ今お手元に、先程総務部長から私がいただきました諮問書のコピーを配布いたしました。このような内容でこの審議会に諮問をされておりますので、よろしくお願い申し上げます。

現在の運営費補助金配分の基本的な考え方、それと合わせまして今年度の補助金配分に向けて事務局が課題として考え、皆様の御審議をお願いしたいという事項について説明していただきました。これらにつきまして、委員の皆様方の御意見、御質問をいただきたいと思っております。なお、発言に当たりましては、適宜資料の該当箇所等をお示しいただければと思っておりますのでよろしくお願い致します。

- 木下委員 運営費補助の内容についてよく分かりましたが、対象となる学校から、申請をするに当たりまして、事務処理が非常に煩雑であるとの話を聞いています。このようなことに対して課題として受け止めているか伺います。

- 事務局 運営費の配分を行うに当たりまして、毎年度受領会を開催しております。1校当たり1時間以上時間を要しますが、その中で事務長や事務の方から色々な話を伺っています。先程私から説明させていただきました父母負担軽減事業の事務の話もこのような中で伺っています。そのようなことから事務の負担になっているとの認識はございます。ただ、その場でお互い意見を述べて、例えば様式を変更するなど、細かい部分ですが、少しずつ改善していきたいと考えています。

- 木下委員 分かりました。

- 加藤会長 他に御意見はございますか。

- 齊藤委員 資料2-1の下段に、私立学校の耐震改修事業費補助があります。高校、幼稚園の予算額がそれぞれ記載されていますが、中学校はどうなっていますか。また、割合としてどのくらいまで耐震化が進んでいて、全国47都道府県を比較したときに、埼玉県はどのくらいの順位でしょうか。予算の限界もあると思いますが、努力してこれだけ耐震化率が上がってきました、という説明があると我々も分かりやすいし、理解も深まると思います。学校関係者は毎年そのような資料を見ながら、要望、討論をしていますが、恐らくそれ以外の方々は第三者として参加していますので、判断に難しい点があると思います。

次に、資料3の中にある、小規模校加算ですが、どのくらい対象校がありますか。また、各学校関係者からどういう意見が出されているのか、そして具体的にどのような対応を県としてされているのか教えてください。

- 事務局 御指摘ありがとうございます。常に学校と意見交換をして、比較しながら課題

を見つけるよう努力しております。御質問いただきました資料2-1の関係、耐震補助でございます。中学校について、確かに記載はございませんが、全体で30校ありまして、耐震化は残り1校で28年度末までに終了予定です。中学校は比較的施設が新しいので、補助は高校、幼稚園に集中しているところです。

2点目、進捗率についてですが、中学校は先程申し上げたとおり残り1校です。高校も比較的新しい学校が多いので、今年度当初で95.3%まで進捗しています。ただ、幼稚園は数が多いということで色々な課題がありまして、今年度当初で85.6%まで進捗していますが、残り約15%で、若干遅れています。

そして、全国順位の比較ですが、文部科学省と連携して状況を把握していますが、小中高合わせて全国10位で、比較的進んでいると思っています。幼稚園につきましては、全国順位が16位まで上がってきております。全国平均は超えてきたところです。

○事務局 続きまして、資料3について説明いたします。説明が不足して申し訳ありませんでした。小規模校加算についてですが、小規模校を720人以下としております。学校数で申し上げますと、全日制高校48校のうち、9校が該当いたします。中規模校は、720人を超えて1,500人未満、29校でございます。そして、大規模校は1,500人以上の学校でして、10校です。小規模校の説明については以上でございます。

○加藤会長 齊藤委員、よろしいでしょうか。

○齊藤委員 ありがとうございます。先程申し上げましたように、学校関係者とそれ以外の方々とは認識の度合いがどうしても違います。色々な分野から出席されていますので、できれば資料を付けていただくと分かりやすいですし、あるいは事前に資料を読んでもらうということもできると思います。なるべく幅広く知識を広げることによって提案もできます。これまでも毎年努力していただいているのは本当にありがたいことと思っておりますので、これからも少しずつでも頑張っていただきたいと思います。以上です。

○加藤会長 他の委員の方はございますか。

○石井委員 幼稚園の関係ですが、1人当たりの単価という話がありましたが、先程16位とありましたが、もっと下だと思えます。少なくとも関東地方では神奈川県に次いで下から2番目です。2-2の資料で園児一人当たりの単価180,939円とありますが、2,109円増というのは国が上げた金額です。県の上乗せ分は395円だったと思えます。埼玉県の幼稚園は数が多いので、総額は多くなります。県内の95%の園児は私立幼稚園に通っています。以前は千葉県とあまり変わらなかったのですが、今は2,000円くらい差をつけられていますので、是非対応をお願いします。

それから、資料4-2です。先程事務局から報告をいただいたとおり、今、年々幼稚園の園児数は減っていますが、地域差があります。北の方は園児を募集しても毎年減っています。一部の地域は現状維持又は少し増えています。例えば、駅が近くにできた、大きなマンションが建ったという事情によります。

資料に 240 人以下の定員の幼稚園には 2 人の補助、240 人を超える場合は 3 人の補助とあります。定員を見直さず、そのままとしている幼稚園も多いですから、課題として述べられた定員内実員に変更するという事に賛成いたします。

そして、その下の常勤職員も同様に、規模に応じた補助対象人数の算定が必要ではないかという話がありましたが、園児数の多いところというのは、ある程度余裕があるので、個人的には必要ないのではないかと思います。

また、今年度処遇改善ということで教員数加算を別の予算で 15,000 円ほどいただいています。最近、教員の採用を試みても、多いところで何十校と求人を行っています。私のところでも昨年度 25 校くらいの学校に求人を出しましたが、応募してくれた人は 1 人でした。非常に厳しい状況ですが、保育園の方は、色々な市町村の話を見ると、地方から来ている人には住宅手当を 5~6 万円出すとか、年度末には処遇改善としてお金が支払われるとのこと。このようなことを考えるとどうしても教員を採用するには人件費を上げなければいけません。

参考資料 2 の 2 ページ目、園児納付金単価というのがあります。これは、納付金は低い方がいいということで園児 1 人当たりの単価を加算してくれますが、納付金が低ければ教員に支払う金額も低くなる、求人でも人が来てくれなくなるというジレンマがあります。27 年度は就職説明会で県から 500 万円ほど予算をいただいて、それなりの成果があり、今年度も同じような予算を頂いて説明会を行いますが、説明会だけでは教員が集まらない、下手をすると園児はいるけど教員がいないという状況がございます。以上です。

○栗原委員 幼稚園の栗原です。石井委員の方から処遇改善のことで話がありましたが、それに関して補足をさせていただきます。私のところは学校法人立の幼稚園が母体となっていて、平成 17 年度県の推進事業にもありましたが、空き教室を利用した保育園を行っています。先程石井委員からお話のありましたとおり、保育園の処遇改善につきましては、現行、年度末に 1 人当たり 7 万円程度もらえます。

私どもが一番初めに保育園を立ち上げた時には、学校法人立の幼稚園がベースとなり保育園を立ち上げたので、幼稚園から保育園の方に教員を異動した形になりました。職種を形状を変更しましたが、給与形態が分離できず、初年度に関しましては、幼稚園教諭と保育園教諭の給与形態を一緒にしていました。そして処遇改善が始まりましたが、保育園は給与額を多く支払えますが、幼稚園と差がついてしまうので、結局法人からの持ち出しで、幼稚園の方にも上乘せして支払いました。保育園の方は予算を頂いているのでいいですが、幼稚園の方は法人の持ち出しになりますので、この差をどうにか埋めていただきたいと思います。法人持ち出し分を減らした方が私どもの運営としては助かります。社会福祉法人の保育園と学校法人の保育園では少し異なると思いますが、このような部分もあるということをお理解いただきたいと思います。

○加藤会長 ありがとうございます。検討の視点にある常勤職員割はどのような背景で挙げられたのか、また、処遇改善につきましては、全体的なお考えを教えてください。

ばと思います。

○事務局 幼稚園担当からお答えさせていただきます。1点目についてですが、先程お話しした16位についてですが、耐震化率が全国で16位ということでございます。運営費の1人当たりの補助単価180,939円についてですが、全国30位程度で、毎年度概ね全国30位程度の順位で推移しています。そして、石井委員からお話がありましたが、2,109円の増というのは、標準費でございまして、県単部分は395円です。おっしゃるとおりですが、総額では180億円ほど確保しております。180億円という金額は神奈川県より上で、東京都に匹敵する予算です。単価だけでなく総額についても御考慮いただければと思います。

それから、常勤職員の考え方について、必要ないのではないかと御意見をいただきました。園児数が増えるに従って、教員は正比例で増えていきますが、常勤の職員については、教員のように正比例しないということで、県内幼稚園の標準的なケースが2人だということもあり、2人までとさせていただきます。

ただ、調べてみると、職員の方についても、園児数の増加とともに雑用や事務的な仕事が増えますので、教員ほどではないにしろ相関関係がありますので、教員の方たちと同じように240人を境に2人又は3人と、規模に応じて配分するものでございます。職員も園児数240人を境に2人又は3人と分かりますので、ここを基準に配分を変えるものでございます。以上でございます。

○加藤会長 処遇改善の話もありましたが、今後お願いします。他にございますか。それでは、島村委員、お願いします。

○島村委員 資料3-2の高等学校の課題の部分、検討の視点ですが、基本的には補助対象となる本務職員数を増やすことに賛成です。

ただ、不思議に思うのが、修学支援業務の負担が増加しているためという理由についてです。それぞれの修学支援業務が大変という意味だと思いますが、そこはもう少し反省すべきではないでしょうか。事務の仕事が大変なので運営費補助金で支援するという方法もいいと思います。しかし、先程事務局からお話しがありましたが、書類の方法など、就学支援金制度、父母負担軽減事業補助、奨学のための給付金といった制度の方で処理できないでしょうか。そして、運営費補助金は違う項目で有効的に使用するという考え方は成り立たないでしょうか。全体的な話として教えてください。

○加藤会長 根本的な部分に係ることですが、大きな考えの中でどのように考えているのか説明してください。

○事務局 まず、現状について補足いたします。就学支援金は一律に国が定めているものですが、この制度が22年度に導入され、26年度に所得制限が設けられ、その結果、今年度は所得制限が全学年で反映されました。そして、学校における審査事務ですが、ただ書類を確認するだけでなく、課税証明書がないなどの書類不備で保護者とのやりとりも生じています。審査件数は、これまで約20,000件程度だったものが、60,000件程度

まで増えています。恐らく全国的な現象だと思います。そして、増加した事務に対して、国は委託料を県に対して、そして県から学校に対してお支払いしていますが、一人当たり 1,000 円程度です。学校現場から、郵便代や振込代程度にしかないという声も頂戴しています。

そうした中で、事務の軽減を図るために、色々策を考えております。一定の事務費は生じざるを得ないという中、例えば学校における事務負担を軽減する優良事例の取組を事務担当者の研修会で全体に共有することや、意見交換会を今年度から新たに始めるなど、いわゆるマンパワーのところで改善を図っていますが、運営費でも考慮するため、提案している次第です。

奨学のための給付金は、平成 26 年度から始まりましたが、市町村民税非課税の世帯が対象となる、生活保護のように扶助費として扱われている全国一律の制度でして、これも国が先導して始めた制度です。国が 1/3、県が 2/3 負担しています。こちらの補助で、業務負担の増加に対応できないかということですが、そのような事務を一括してまとめたいところですが、様式が国で定められている等、事務のルールがありまして、一本化できていません。まだまだ我々も知恵を出さなければいけないという認識を持っております。以上でございます。

○加藤会長 よろしいでしょうか。他にございますか。それでは柴田委員お願いします。

○柴田委員 本日の諮問の課題なのですが、算定方法の件が多く出ています。基本的に教員と職員は、算定方法の考え方が違うと思います。先程石井委員もお話ししていましたが、教員数は当然生徒数に比例して必要ですが、職員数は生徒が 10 人でも 1,000 人でも、共通のインフラ部分は全く一緒ですから、必ずしも生徒数と比例しないと思います。

例えば資料 3-2 を見てみると、最低 2 人配置していて、その後 240 人増えるごとに 1 人増えるということですが、500 人から 240 人増えることと、2,000 人から 240 人増えることでは、事務的なものは全く違うのではないのでしょうか。今回、事務の増加のため上限数を増やすとか、あるいは教員を実生徒数にあわせるとのお話は、全くそのとおりのと思います。ですが、規模の利益が働きますので、職員について、規模が大きくなれば逓減、逆に規模が小さくなれば逓増というような規模に応じた配分の方が実態に近いのではないかと思います。急に算定方法を変えるとのは難しいと思いますが、規模の違いで職員の事務は違います。これは経済合理性で当たり前のことなので、これを多少考慮して見直していただけるとよろしいのではないかと思います。以上です。

○加藤会長 今の点についていかがでしょうか。

○事務局 高等学校の配分、視点のところですので、高等学校の配分の仕組みをお話ししながら御説明します。今の御意見はスケールメリットの働く部分を配分の考え方に入れ込んだ方がよいということだと思います。正に、配分基準の中にそのような要素も考えております。例えば、参考資料 1 の 2 ページ、政策誘導配分（1）上の段、生徒納付金の抑制を図るものですが、右の欄で生徒実員が 1,500 人、720 人以上 1,500 人未満、720

人未満と、規模別に分かれております。左側の欄の納付金平均額の低いところには生徒実員に応じた単価が加算されていきます。下は平均額を超えているところですので、逆に減算していくという制度です。1,500人以上の460,000円以下の部分を御覧いただくと、加算単価が100,000円になっております。720人以下の小規模のところは、105,000円になっております。このように、大規模校はスケールメリットが働くということで単価に差をつけています。(2)の小規模校加算でございます。こちらは、逆に小規模校だとスケールメリットが働かないので、安定的な経営を図るため、加算を行う制度です。そして、資料3-2の高校の検討の視点ですが、〈現状〉にある、②の算式にある上限数で、240人で割り返していくという点が一律ということですが、正に②の部文につきましては、国の従前の設置基準に基づいて一律に算出しているところですが、①の前年度決算額は、それぞれの学校法人の経営努力やスケールメリットの有無が関係します。この①と②いずれか低い方で出しているのが現状です。いただいた御意見は事務局としてもよく精査したいと思います。

○加藤会長 柴田委員、よろしいでしょうか。それでは、他にございますか。金井委員お願いします。

○金井委員 検討の視点として挙げられている、職員の上限をなくすというのは基礎配分に係るものと思います。お聞きしたいのは、上限をなくすというのは良いと思うのですが、このことにより予算額への影響や他の予算を減らすということになるのでしょうか。また、同じことですが、専修・各種学校の安全面について、政策誘導配分の項目として挙げられています。これは必要なことと思うので賛成ですが、単純に予算を増やすということになるのでしょうか。

また、もう一つ、資料3の2ページ、政策誘導配分の⑥特色教育加算ですが、グローバル人材の育成、IT教育、理科教育というのは、私学が正に担うべき、自由で柔軟で高度な教育を実現するために、必要なことと思います。

参考資料1の「3 グローバル人材育成枠」に項目及び加算上限枠が①から⑨までありまして、海外のいわゆるグローバルな人材を育成する項目についてはかなり具体的に記載されていますが、⑦国際的科学人材育成に向けた理科教育の実施と⑧高度IT人材の育成に向けた情報教育の実施について、具体的にどのようなものが加算が得られて、私学らしい教育に使うことができるのか、また、評価をどのようにされているのかお伺いしたいのでよろしくをお願いします。

○加藤会長 それでは、予算枠の関係とグローバル人材の育成の2件について説明をお願いします。

○事務局 まず、1点目、本務職員の上限を変更して配分を変更したことにより、他の配分に影響があるかについてです。おっしゃるとおり予算の総額がありますので、配分の比率が変わります。ただ、運営費補助金は、高等学校につきましても、27年度から28年度で予算が伸びております。およそ2億5千万円ほどです。本務職員の上限を変更して

も、予算内におさまれば、他の部分が減るということにはならないと考えております。また、上限数を増やす場合でも、どれだけ増やすかということによると思います。例えば上限数を1増やすとか、2増やすとか、色々な方策がありますので、上限数を増やすということとなれば、予算の額と合わせながら検討することになります。予算の話は以上です。

次に、グローバル人材育成枠でございます。御質問のありましたグローバル人材の具体的な取組ですが、例えば加算項目として特色ある英語教育・英語以外の外国語科目の実施というものがございまして、パワーイングリッシュプロジェクトという形で、英語の語彙力の向上を図るためのボキャブラリーコンテストを実施したり、英語だけが使える部屋を設けている学校、TOEIC講座を実施している学校などがございます。また、国際的科學人材育成に向けた理科教育の実施では、先端科學講座を実施している学校があり、マイクロソフト社と協力して講座を開講して、プログラミングの基礎から、自ら創造するロボットの開発や制作を実施している学校もあります。その他、学校独自の取組として、哲学の授業、人間の生き方、在り方や社会の課題など、普段の授業では扱われないものをテーマとした活動を行っている学校もあります。先程、運営費の受領会を実施していると申し上げましたが、それぞれのメニューに応じて、学校が取組を挙げてきますので、その中から該当するものを対象として、配分しております。

御質問にありました評価ですが、そもそもメニューに該当するかどうか審査しまして、該当する事業については、事業が完了したのちに、実績報告をいただいております。この実績報告や、検査活動で学校現場に伺いまして、補助金が有効に活用されているか確認するなどの活動をしています。具体的に、この学校の活動が一番といった順位付けなどはしていません。以上です。

○事務局 専修・各種学校の安全管理・施設整備加算に関する質問にお答えします。こちらの加算分についても予算の範囲内で配分となりますので、これを加算したことで予算が増えるというわけではございません。現時点で、具体的な計算をしておりませんが、本日の御審議を踏まえまして、この後事務局にて試算を行い、各専修・各種学校からの申請状況も踏まえまして、単価を考えていきたいと考えています。なお、万一積算結果が予算を超えてしまった場合、調整係数を乗じまして予算の枠内に収めます。以上です。

○加藤会長 よろしいでしょうか。それでは、中川委員。

○中川委員 金井委員の質問に対する回答の一部になると思います。参考資料1の3ページ、先程のグローバル人材育成枠の部分ですが、これが正に私学の独自性と申しますか、どのような教育が現状に適しているか、そしてグローバル人材の育成につながるか、各学校でいろいろ考えています。先程、事務局から御説明がございましたが、この他にも、例えば留学したいが家庭の事情でその費用がないという生徒に対して、学校で独自に費用を全額負担するということを、件数は少ないですが私どもの学校で行っています。1年間とか半年留学し、ある程度子供の数が多くて、留学費まで出せないけど勉強したい

というような生徒には、特待枠を設けています。

あるいは、地域の、学校以外の子供たちに対して英会話を行っています。教科書ではなく現実に話をして、「鬼ごっこをしようよ」、「野球をやろうよ」といった、普段の実用的な会話ができるように実施しています。このグローバル人材育成枠というのは、非常に助かりますので、今後とも実施していただきたいと思います。

○加藤会長 ただ今の御発言は御意見ということでよろしいでしょうか。それでは甲原委員、お願いします。

○甲原委員 資料3の基礎配分についてお聞きします。基礎配分は、高等学校だけ補助対象経費方式であると同いしましたが、その理由を教えてください。また、資料3の2ページの※印のところの小学校は⑥だけ、中学校は②を適用しない理由について、よろしくをお願いします。

○加藤会長 説明をお願いします。

○事務局 説明が不足して申し訳ありません。高校が補助対象経費方式で、小学校、中学校が単価方式であることの理由について、説明させていただきます。県内の私立小学校、中学校は全て高校に併設されている状況でございます。教員の活動状況ですが、本務が高校で、中学校の業務は兼務しているという実態がございます。そのため、高校につきましては、補助対象経費方式という、決算の実態をしっかり把握できる方式でございます。

中学校そして小学校につきましては、特に小学校ですが、資料3の2ページを御覧ください。一番下の※印の小学校が⑥特色教育加算のみについてです。現在県内に私立小学校が5校ございます。全日制高校は48校、中学校は30校ございます。小学校は5校ですので、分かりやすく言うと政策誘導で1つの学校を増やしますと、その影響は、明らかに4つの学校に及んでしまうという状況がございます。まず、そのような全体的な状況がございますので、単価方式、つまり基礎的な生徒数に応じた配分を重視しています。また、小学校の場合は、1学級当たりの生徒数が、既に30人ということで、小規模、少人数学級の、より質の高い教育活動が行われているという状況もございます。そのようなことで小学校につきましては⑥特色教育加算のみとしています。中学校につきましては、②小規模校加算を適用しないとしておりますが、これは県内の30ある中学校で、720人を超えている学校が2校しかありませんので、該当していないという状況です。

○加藤会長 よろしいでしょうか。それでは伊東委員お願いします。

○伊東委員 専修学校・各種学校の伊東でございます。資料2-2で、全体的なこととお伺いしたいのですが、高等学校全日制課程の運営費補助の1人当たり補助額、それとその下にある高等学校通信制課程、それから下の方に専修学校高等課程がありまして、これらは中学校を卒業した子供たちが学ぶ場所です。今日は資料がないのですが、以前参考として見させていただいた保護者の負担軽減を見たところ、高等学校全日制課程に通っている人たちに対しての手当が高く、運営費についてもずば抜けて高いと思います。

高等学校通信制課程や専修学校高等課程は高等学校全日制課程と設置基準が異なりますので、諸々の経費に差があって、高等学校全日制課程が高いということは理解できません。しかし、中学校卒業という同じ条件の中で、甚だ語弊があるのですが、片親の方から通信制や高等専修学校に行くような傾向があるのではないかと考えた場合、税金を払っている親御さんからすれば、全日制、通信制、専修学校高等課程の差は、何らかの形で考えていく余地があるのではないのでしょうか。

また、高等学校はほぼ義務教育に準じている教育機関だと思いますので、そこで補助を多くもらえるのは当然だと思います。しかし、県の管轄外なのでなかなか議論できないと思いますが、専門学校の子供たちについては、大学や短大などと比べるともらえる補助額の桁が違います。私たちが教えている、専門学校の子供たちに対する補助額の将来的な期待について質問します。

○加藤会長 ありがとうございます。ただ今の御質問について、専修・各種学校に在籍した時の補助金のあり方ということでしょうか。

○伊東委員 同じ年齢の子が全日制高等学校、通信制高等学校、若しくは高等専修学校のいずれかに進学することで差がついてしまっているのを、将来的に何とかならないでしょうかということですか。

○加藤会長 将来的な考え方について、事務局から説明してください。

○事務局 御質問にお答えします。専修学校の運営費補助金の単価が、高等学校全日制課程に比べて低いのではないかと御指摘についてです。この問題は、審議会においても何度か議題になっていると把握していますが、御案内のとおり専修学校・各種学校につきましては、運営費補助金について国庫補助という制度がないという状況です。逆に申しますと、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という、俗に1条校と呼ばれる、学校教育法第1条に規定されている学校につきましては、県が行う運営費補助に国の方から一定の国庫補助が出るというのが法的にも担保されているのですが、残念ながら専修学校・各種学校につきましては国庫補助がないので、補助は全て県の単独費になっております。そのため、心苦しいところもございますが、県の厳しい財政状況から、全日制高校並の補助は難しいという状況でございます。

また、伊東委員のおっしゃるとおり、設置基準も異なっています。例えば、高校につきましては運動場の設置について、埼玉県の場合ですと8,400㎡が必置ですが、専修学校についてはそのような規定はございません。もちろん、その分専修学校には弾力的かつ柔軟な運営ができるというメリットがあると思いますが、学校として持つべき施設の量が違うということもあり、全く同等とするというのは難しいと思っております。しかし、私どもとしても、専修学校の単価が現状で良いと思っているわけではありません。平成16年度から平成24年度まで単価は据え置きでしたが、25年度以降は4年間続けて、アップしておりまして、引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、何卒御了解いただければと思っております。

また、大学と専門学校の関係でございます。専門学校というのは、正しく申し上げますと、専修学校の中の専門課程という、一般に高校を卒業したお子さんが行く学種になります。こちらにつきましては、これも伊東委員から御発言がありましたように、専門学校につきましては、県が所轄庁でございます、補助金も県で行っているところです。大学・短期大学につきましては、文部科学大臣が所轄になりまして、補助金は文部科学省から日本私立学校・振興共済事業団を通して交付されています。所轄庁及び補助金の出す主体が違うこともありまして、比較して調整することは難しいと思っております。

なお、2019年度を目標に、現在国の方で新たな高等教育機関、俗に専門職業大学といわれているものでございますが、そのような新しい職業教育に特化した、新しい学種を大学に準じた形で作るということを検討していると伺っています。今後も国の動きを見ながら頑張っていきたいと思っております。以上です。

- 加藤会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、ただ今皆様から御意見いただきましたがよろしいでしょうか。ありがとうございます。委員の皆様方から色々な御意見をいただきました。特に、事務局の方で挙げた課題についても、御指摘、御意見がございましたので、その点を踏まえて次回の審議会に向けまして、事務局で更に精査して、28年度運営費補助金配分の基本方針の案を整理していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

1 1 報告事項

- 加藤会長 次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、報告事項の「全日制高校の父母負担軽減制度について」御報告を申し上げます。着座にて失礼します。お手元の資料、報告事項を御覧いただきたいと存じます。私立高等学校における保護者の経済的負担の軽減を図るため、本県では、父母負担軽減事業補助を実施しております。まず、制度の全体像をイメージしていただくため、「2 補助制度のイメージ」の階段のような図を御覧ください。この図は、縦軸が支給額、横軸が4人世帯におけるおよその年収となります。図の下の段が授業料への補助、真ん中の段が施設費等その他納付金への補助、上の段が学校納付金以外の教科書などへの補助となる奨学のための給付金で構成されております。下の段、授業料の図を御覧ください。授業料補助は黒く色塗りされた国の就学支援金と、その上にある埼玉県の上乗せ補助で構成されています。真ん中の段の施設費等その他納付金は県単独の補助、上の段の給付金は国 1/3、県 2/3 を財源としております。次に、この図を御覧いただきながら、上の「1 平成28年度の変更点について」御説明いたします。星印の部分でございますが、国の就学支援金制度において、平成26年度に所得制限の導入や補助単価の増額などの改正がありました。図の右端下を御覧ください。就学支援金の創設当初は所得制限がありませんでしたが、平成26年度から年収およそ910万円未満という制限が設けられました。これらの改正は平成26年度当時の新1年生から適用されましたので、平

成 28 年度は 3 学年全員に御覧の制度が適用となります。県では、所得制限の導入に伴い、補助単価の増額など制度の充実を図ってまいりました。平成 28 年度は図の真ん中の段、施設費等その他納付金の丸に新の部分でございますが、年収およそ 350 万円から 500 万円未満の世帯に 20 万円の補助を新設しました。その結果、年収およそ 500 万円未満の世帯につきましては、授業料と施設費等その他納付金の県内平均額を補助することとなり、実質的な無償化が図られております。最後に、「3 父母負担軽減補助の全国順位」でございます。本県の生徒一人当たりの補助単価は、79,652 円で、全国第 4 位となっております。1 都 3 県と比べましても東京都の全国第 9 位、神奈川県は全国第 5 位、千葉県は全国第 25 位を上回る状況でございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○加藤会長 それでは、ただ今の報告につきまして、内容の確認など御質問はございますか。よろしいでしょうか。

12 閉会

○加藤会長 特にならぬでございます。以上で議事は終了いたしました。議事の進行に御協力いただきありがとうございました。ここからは、事務局に進行をお返しします。

○司会 ありがとうございました。貴重な御意見を委員の皆様方からいただきました。最後に、次回の審議会日程でございます。本日、お手元にアンケートという形で日程調整のお願いを配布しております。本日又は後日事務局まで御送付くださるようお願いいたします。できるだけ早く日時を決定し、御連絡いたします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

(1 時間 50 分)